

令和6年度「守りたい秋田の里地里山50」募集要領

第1 趣 旨

急傾斜地に広がる棚田などの農地は、これまで、地域の先人たちの絶え間ない努力によって保全されてきましたが、急峻・狭小であるなど、地形上、厳しい生産条件の下に置かれているほか、近年の過疎化、高齢化の進行により、維持管理が困難な状況に直面しており、その荒廃が懸念されています。

一方、これらの農地は、冷涼な気候などを活かした多彩な作物の生産地域であるとともに、急峻な地形を巧みに利用した営農の継続を通じて、下流地域での洪水発生抑止や地下水涵養など、単に生産基盤にとどまらない多様な公益的機能を担っていることが再認識されており、県内においても多くの地域で、地域住民が主体となった保全活動が続けられています。

こうしたことから、農山村地域の農地が有する公益的機能を県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、地域住民が主体となって優れた景観を維持管理していることに加え、自然・文化・歴史・人など多様な地域資源を活用し、環境・交流活動にも取り組んでいる地域を、「守りたい秋田の里地里山50」として募集します。

県では、認定された地域で取り組まれている活動を優良事例として紹介し、農地の維持・保全の取組に関する普及啓発を行うとともに、その魅力を積極的に発信することによって、これらの農地の維持活動を通じた交流拡大のための取組や、県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等を支援することとしています。

第2 対象地域について

対象とする地域は、次の項目を満たす箇所とします。

- 1 地形勾配が概ね1/20以上の急峻な農地を含み、営農が一体的な1ha以上の広がりがあり、維持管理が行き届いていること。
- 2 地域住民が参加する、景観・環境を保全する活動や地域資源を活かした交流活動などに取り組んでいるか、または予定していること。
- 3 1及び2に準じる地域として当該市町村長が特に認める地域であること。

第3 応募対象者

- 1 地域住民（自治会等の地元組織）による応募（自薦）
- 2 市町村による応募（他薦）

第4 応募方法

- 1 地域住民による応募の場合（自薦）
 - (1) 募集期間内に、市町村にお申し出ください。

(2) 申し出を受けた市町村は、内容を精査のうえ、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第1号により所管する地域振興局長を経由し、秋田県農林水産部長に提出してください。

2 市町村による応募の場合（他薦）

募集期間内に、推薦調書（別紙1）を作成して別記様式第2号により、所管する地域振興局長を経由して秋田県農林水産部長に提出してください。

なお、この場合は、地域住民（自治会等地元組織）から、推薦について事前に必ず了承を得てください。

第5 対象地域の確認および認定方法

1 確認方法

第4により推薦された地域については、推薦調書（別紙1）に基づき、地域の状況や特色等について県が現地を確認します。

2 認定方法

(1) 県の第三者委員会である「秋田県農山村ふるさと保全検討委員会」で審議し、秋田県農林水産部長が認定します。

(2) 評価する項目については、別紙2によるものとします。

第6 認定地域のメリット

1 県内外の企業や大学等と協働で行う里地里山の保全活動等が支援されます。

2 認定地域において新たに農地を借り受ける場合に、借受者が賃借料相当の助成金を受けられます。

3 農林水産部農山村振興課が所管する事業について、優先的に採択が受けられます。

4 県における認定地域の普及啓発活動により、地域の魅力が積極的に発信されます。

第7 応募期間及び今後のスケジュール

1 応募期間 令和6年4月10日（水）～令和6年7月26日（金）

2 現地確認 令和6年8月（予定）

3 選定地域の決定 令和6年10月以降（予定）

附 則 本要領は令和6年4月10日から施行する。